

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	所得税（第九条―第三十四条の三）
第三章	法人税（第三十五条―第六十三条の三）
第四章	相続税等（第六十四条―第七十一条）
第五章	間接税等
第一節	内国消費税等の特例（第七十二条―第八十五条）
第二節	差額課税（第八十六条―第八十八条）
第三節	手持品課税（第八十九条）
第四節	内国消費税等の経過措置（第八十九条の二―第一百五条）
第五節	酒類業組合法等に関する経過措置（第一百六条―第一百十二条）
第六章	関税等（第一百三十三―第二百二十六条）
第七章	税理士及び通関業等
第一節	税理士関係（第二百二十七条・第二百二十八条）
第二節	通関業関係（第二百二十九条・第三百十条）
第三節	税関貨物取扱人等に対する給付金関係等（第三百十一条―第三百六条）
附則	

第七十二条及び第七十三条 削除

改 正 前

目次

第一章	同上
第二章	同上
第三章	同上
第四章	同上
第五章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第三節	手持品課税（第八十九条―第八十九条の四）
第四節	内国消費税等の経過措置（第八十九条の五―第一百五条）
第五節	同上
第六章	同上
第七章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第三節	同上
附則	

（沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等）

第七十二条 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この章において同じ。）の製造場のうち法第八十条第一項

第一号の指定を受けた製造場において製造された酒類で、次の各号に掲げる期間内に当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（令和八年十月一日から令和十四年五月十四日までの期間については単式蒸留焼酎（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎をいう。以下この項において同じ。）に限る。）に係る酒税の税額は、酒税法第二十三条の規定又はこの規定の特例に関する法律の規定にかかわらず、当該酒類の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算

した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 施行日から昭和四十八年五月十四日まで 百分の四十

二 昭和四十八年五月十五日から昭和四十九年五月十四日まで 百分の五十

三 昭和四十九年五月十五日から昭和五十年五月十四日まで 百分の六十

四 昭和五十年五月十五日から昭和五十三年五月十四日まで 百分の七十

五 昭和五十三年五月十五日から昭和五十四年五月十四日まで 百分の七十五

六 昭和五十四年五月十五日から昭和五十五年五月十四日まで 百分の八十

七 昭和五十五年五月十五日から平成元年三月三十一日まで 百分の八十五

八 平成元年四月一日から令和五年九月三十日まで 百分の八十(単式蒸留焼酎にあつては、百分の六十五)

九 令和五年十月一日から令和六年五月十四日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、百分の六十五)

十 令和六年五月十五日から令和八年五月十四日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合)

イ 前年度特例適用単式蒸留焼酎(単式蒸留焼酎の製造者のその年度(その年の四月一日からその年の翌年の三月三十一日までの間をいう。)

その開始前一年間における沖縄県の区域内にある酒類の製造場から当該区域内に移出した法第八十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた単式蒸留焼酎(酒税法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は租税特別措置法第八十七条の六の規定の適用を受けるものを含まないものとする。)をいう。以下この号において同じ。

ロ 前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量が二百キロリットルを超える場合 百分の六十五

ハ 前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量が二百キロリットルを超え千三百キロリットル以下である場合 百分の七十

ニ 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十一 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十二 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十三 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十四 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十五 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十六 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十七 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十八 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

十九 令和八年五月十五日から同年九月三十日まで 百分の八十五(単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

百分の七十五)

割合)

イ 前号イに掲げる場合 百分の六十五

ロ 前号ロに掲げる場合 百分の八十

ハ 前号ハに掲げる場合 百分の八十五

十二 令和八年十月一日から令和十一年五月十四日まで 次に掲げる場合

の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 第十号イに掲げる場合 百分の六十五

ロ 第十号ロに掲げる場合 百分の八十

ハ 第十号ハに掲げる場合 百分の八十五

十三 令和十一年五月十五日から令和十四年五月十四日まで 次に掲げる

場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 第十号イに掲げる場合 百分の六十五

ロ 第十号ロに掲げる場合 百分の九十

ハ 第十号ハに掲げる場合 百分の九十五

2| 法第八十条第一項第一号に規定する政令で定めるものは、沖縄県の区域
以外の本邦の地域へ移出する目的で酒類の製造場から移出される酒類とす
る。

3| 法第八十条第一項第一号の指定及び当該指定に係る同条第六項の確認を
受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、施行日から起
算して一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければ
ならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 当該製造場の所在地及び名称

三 沖縄酒税法の規定により最初に酒類の製造免許を受けた年月日並びに
当該免許に係る酒類の種類（当該酒類に類別の定めのある場合には、種
類及び類別。次号において同じ。）及び条件

四 施行日前一年間における当該免許に係る酒類の種類ごとの製造数量

五 法の施行の時における当該製造場に係る次に掲げる事項

イ 敷地、建物その他の物の状況

ロ 酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具及び容器の詳細並びに当
該製造又は貯蔵の設備の能力

六 その他参考となるべき事項

4| 税務署長は、法第八十条第一項第一号の指定をする場合には、同条第六

項の確認をし、かつ、当該指定をした旨を文書をもって前項の申請者に通知しなければならない。この場合において、当該通知があつたときは、施行日に同号の指定があつたものとみなす。

5 第一項の規定の適用を受ける酒類に係る法第八十条第六項に規定する当該製造場に係る製造設備の能力その他の政令で定める事項は、第三項第二号並びに第五号イ及びロに掲げる事項とする。

6 第一項の規定の適用を受ける酒類に係る法第八十条第七項に規定する政令で定めるものは、法の施行の時（既に同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けて同項の変更をした時。次項において同じ。）における当該製造場に係る第三項第二号並びに第五号イ及びロに掲げる事項とする。

7 第一項の規定の適用を受ける酒類に係る法第八十条第七項の承認を受けようとする者は、同項の変更をしようとする時まで、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第七十四条の二、第八十七条及び第八十九条において同じ。）

二 法の施行の時及び当該変更後における当該製造場に係る第三項第二号並びに第五号イ及びロに掲げる事項

三 当該変更しようとする目的及び当該変更の予定年月日

四 その他参考となるべき事項

8 相続その他の理由により法第八十条第一項第一号の指定を受けた製造場における酒類の製造に係る営業の全部又は一部を承継した者は、同条第一項、第七項及び第八項の規定の適用については、同号の指定を受けた者とみなす。

（未納税移出酒類に係る特例）

第七十三条 法第八十条第一項第一号に規定する酒類のうち、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく酒税の軽減に関する措置の変更があつた日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものであつて、同日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額が当該酒類につき同条の規定の適用がなかつたもの

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例)

第七十四条の二 省 略

257 省 略

8 前項に規定する申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第二十二項第一号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び第八十七条第一項において同じ。）

二・三 省 略

9541 省 略

(差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等)

第八十七条 省 略

2 省 略

3 税務署長は、第一項の承認の申請があつた場合において、揮発油税又は地方揮発油税の取締り又は保全上特に不相当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

とした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税額は、同日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額とする。

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例)

第七十四条の二 同 上

257 同 上

8 同 上

- 一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条、第八十七条及び第八十九条において同じ。）又は法人番号

二・三 同 上

9541 同 上

(差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等)

第八十七条 同 上

2 同 上

3 税務署長は、第一項の承認の申請があつた場合において、酒税、揮発油税又は地方揮発油税の取締り又は保全上特に不相当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 法第八十一条第四項に規定する政令で定める者は、同条第一項の規定の適用を受ける酒類に係る酒税法第三十条の二第一項の規定による申告書を、法第八十一条第四項の承認の申請の日の属する月の前月の末日以前六月内の各月において財務省令で定める回数以上提出した者その他財務省令で定める者とする。

5 法第八十一条第四項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同条第一項の規定の適用を受ける酒類の主たる積込み場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- 二 販売場の所在地及び名称

三 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に沖縄県の区域以外の本邦の地域へ移出するため船舶又は航空機へ積み込んだ法第八十一条第一項の規定の適用を受ける酒類に係る月ごとの前項に規定する申告書の提出回数及び積込み数量

四 みなし納税地（法第八十一条第一項の規定により同項の規定の適用を受ける酒類の製造場とみなされる同条第四項の指定（以下この号及び次項において「指定」という。）を受けた場所の所在地をいう。以下この条において同じ。）として指定を受けようとする場所（沖縄県の区域内の場所に限る。）の所在地

五 前号の場所の所在地をみなし納税地とすることを便宜とする事情

六 主たる積込み場所及びその他の積込み場所の所在地

七 その他参考となるべき事項

6 | 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、酒税の取締り上特に不適當であると認められる事情がある場合を除き、当該申請書の提出があつた日の属する月の翌月末日までに法第八十一条第四項の承認をし、及び前項第四号の場所の所在地をみなし納税地として指定するものとする。この場合において、その承認の効力は、その承認をした日の属する月の翌月一日に生ずるものとする。

7 | 第五項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

一 次項の規定による取消しの通知を受けた日又は第九項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであるとき。

二 現に国税の滞納があり、かつ、酒税の保全上特に不適當と認められる事情があるとき。

8 | 税務署長は、法第八十一条第四項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

一 六月以上引き続き法第八十一条第一項の規定の適用を受ける酒類を沖縄県の区域以外の本邦の地域へ移出するため船舶又は航空機へ積み込まないとき。

二 前項第二号に規定する事情があるとき。

三 酒税につき国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由

がないと認められるとき。

四 酒税につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条の規定による更正があつた場合において、その修正申告又は更正に基づき同法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちに当該修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由がないと認められるものがあるとき。

9| 法第八十一条第四項の承認を受けた者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書をみなし納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する月の末日限り、同項の承認は、その効力を失うものとする。

一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二 法第八十一条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨

三 その他参考となるべき事項

10| 法第八十一条第四項の承認を受けた者は、みなし納税地を沖縄県の区域内の他の場所の所在地に変更しようとする場合には、財務省令で定める事項を記載した申請書をみなし納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

11| 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該沖縄県の区域内の他の場所の所在地がその者の事業の状況その他の事情からみてみなし納税地として不適当であると認められる場合を除き、その変更の承認をするものとする。この場合においては、当該沖縄県の区域内の他の場所の所在地をみなし納税地として法第八十一条第四項並びに前二項、この項、次項及び第十三項の規定を適用する。

12| 税務署長は、法第八十一条第四項の承認を受けた者のみなし納税地がその者の事業の状況その他の事情からみてみなし納税地として不適当であると認められることとなつた場合には、みなし納税地を沖縄県の区域内の他の場所の所在地に変更することができる。この場合においては、当該沖縄県の区域内の他の場所の所在地をみなし納税地として法第八十一条第四項並びに前三項、この項及び次項の規定を適用する。

13| 税務署長は、第五項又は第十項の申請書の提出があつた場合において、これらの申請につき承認をし、若しくはしないとき、若しくは第八項の規

第三節 手持品課税

定により承認を取り消す場合又は前項の規定によりみなし納税地を変更する場合には、その旨（当該承認をしない場合若しくは取り消す場合又は当該変更をする場合にあつては、その旨及びその理由）を書面により当該申請書を提出した者又は当該承認を受けた者に通知しなければならない。

第三節 手持品課税

（酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等）

第八十九条 令和五年十月一日に、沖縄県の区域内にある酒類の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、販売のため、法第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた酒類（当該酒類が同日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額が、同年九月三十日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量（二以上の場所です持する場合には、その合計数量）が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同年十月一日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2| 前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者（同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、令和五年十月三十一日までに、その所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した酒類の製造者又は販売業者が同月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

- 一| 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- 二| 貯蔵場所の所在地及び名称
- 三| その他参考となるべき事項

3| 第一項の場合においては、同項の酒類が令和五年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額から、同年九月三十日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を控除した金額を同項の酒税額とする。

4| 第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、令和五年十

月一日に、沖縄県の区域内にある酒類の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、販売のため、法第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた酒類（当該酒類が同年九月三十日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出したものである場合における酒税額が、同年十月一日に当該酒類をその製造場から移出されるものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）を所持する場合には、当該酒類については、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持する酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、その者が提出する第六項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における酒税法第三十条又は災免法第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

酒税法第三十条第一項	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）	令和五年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額
酒税法第三十条第三項	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収される	令和五年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額

	<p>た、若しくは徴収されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）</p>	
<p>酒税法第三十条第五項</p>	<p>当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額</p>	<p>令和五年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額</p>
<p>災免法第七条 第一項</p>	<p>課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）</p>	<p>令和五年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額</p>
<p>災免法第七条 第三項及び第四項</p>	<p>酒税等の 酒税等</p>	<p>酒税の 酒税</p>

5 前項の場合においては、同項の酒類が令和五年九月三十日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出したものとした場合における酒税額から

、同年十月一日に当該酒類をその製造場から移出されるものとした場合における酒税額を控除した金額を同項の酒税額とする。

6| 第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を、令和五年十月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二 貯蔵場所の所在地及び名称

三 その貯蔵場所において所持する第一項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分（品目を含む。第五号、第十五項第四号及び第十六項第三号において同じ。）及び当該区分ごとの数量

四 前号の数量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

五 その貯蔵場所において所持する第四項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

六 前号の数量により算定した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

七 第四号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額の合計額を控除した残額に相当する酒税額

八 第四号に掲げる酒税額の合計額から第六号に掲げる酒税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

九 その他参考となるべき事項

7| 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第三十九条第三項から第六項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

8| 令和五年十月一日に第一項に規定する酒類を販売するため所持していないことにより第六項の規定による申告書の提出を要しない酒類の製造者又は販売業者が、同日に第四項に規定する酒類を販売するため所持する場合において、その者が同月三十一日までに、その所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を提出したときは、当該酒類の製造者又は販売業者は、当該届出書を提出した税務署長に第六項の規定による申告書を提出することができる。

- 一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
 - 二 貯蔵場所の所在地及び名称
 - 三 その他参考となるべき事項
- 9| 第六項の規定による申告書を提出した者は、令和六年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第七号に掲げる酒税額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。
- 10| 第六項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に同項第八号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する金額を還付する。
- 11| 前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項の規定は、適用しない。
- 12| 第九項の規定は、第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る第九項の納期限前に提出したものは同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項の規定による納付の期限が第九項の納期限前に到来するものについて準用する。
- 13| 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者（酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）が、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、同法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、又は納付されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。
- 一 酒類製造者とその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）
 - 二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が他の酒類の製造場から移出された酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移

出し、又は酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用した場合

14| 第十項又は前項の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定の適用については、同令第二条第八号に掲げる還付金とみなす。

15| 第十三項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該酒類につき第一項の規定の適用を受けた者を通じて第六項の税務署長から交付を受けた手持品課税対象証明書（当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類をいう。次項において同じ。）を添付し、これを第十三項の税務署長に提出しなければならない。

一| 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二| 当該製造場の所在地及び名称

三| 当該酒類を当該製造場に戻し、又は移送した者の住所及び氏名又は名称

四| 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

五| 当該酒類につき第一項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該酒類の貯蔵場所の所在地及び名称

六| その他参考となるべき事項

16| 手持品課税対象証明書の交付を受けようとする第一項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一| 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二| 当該酒類につき第一項の規定の適用を受けた時における当該酒類の貯蔵場所の所在地及び名称

三| 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

四| 当該酒類を酒類の製造場から移出した酒類の製造者の住所及び氏名又は名称並びに当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地及び名称

五| その他参考となるべき事項

17| 第十五項の申請書の提出を受けた税務署長は、第十三項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出

した者に通知しなければならない。

18| 酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第六項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

19| 令和八年十月一日に、沖縄県の区域内にある酒類の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、販売のため、法第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた酒類（当該酒類が同日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額が、同年九月三十日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量（二以上の場所です所持する場合には、その合計数量）が二千リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同年十月一日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

20| 前項の場合においては、同項の酒類が令和八年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額から、同年九月三十日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を控除した金額を同項の酒税額とする。

21| 第六項、第七項、第九項及び第十二項から第十八項までの規定は、第十九項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第六項中「第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者」とあるのは「第十九項の規定の適用を受ける酒類の製造者」と、「令和五年十月三十一日」とあるのは「令和八年十一月二日」と、同項第三号及び第四号中「第一項」とあるのは「第十九項」と、第九項中「令和六年四月一日」とあるのは「令和九年三月三十一日」と、第十三項中「第一項の規定による」とあるのは「第十九項の規定による」と、第十五項及び第十六項中「第一項」とあるのは「第十九項」と読み替えるものとする。

22| 第一項若しくは第十九項の規定により課する酒税又は第四項の規定により控除する酒税に関する調査については、第一項、第四項又は第十九項の規定の適用を受ける者のこれらの規定に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の四第三項に規定する者とみなして、同項並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第二百二十八条（第二号及び第三号）中同法第七十四条

の四第三項に係る部分に限る。)及び第三百三十条の規定を適用する。この場合において、同項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第五十一号)第八十九条第二十二項(酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等)に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

23| 偽りその他不正の行為によつて第十項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

24| 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

25| 第六項(第二十一項において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

26| 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該酒税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

27| 第六項(第二十一項において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

28| 第二十三項、第二十五項又は前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

29| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十三項、第二十五項又は第二十七項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第二十三項から第二十七項までの罰金刑を科する。

30| 前項の規定により第二十三項又は第二十五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

31| 第二十三項又は第二十五項の規定の適用がある場合における酒税に係る国税通則法施行令第五十三条の規定の適用については、同条第一号中一の

第八十九条 省略
258 省略

(輸出物品販売場に係る消費税の経過措置)
第八十九条の二 省略

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和十四年五月十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2| 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3| 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項第一号に規定する酒類のうち、同項(第一号に係る部分に限る。)の規定に基づく酒税の軽減に関する措置の廃止があった日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものであるもの)として当該酒類をその製造場から移出したものであるものとして酒税額が当該酒類につき同条の規定の適用がなかったものとした場合における

罪」とあるのは、「及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第五百一十一号)第八十九条第二十三項又は第二十五項(酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等)の罪」とする。

第八十九条の二及び第八十九条の三 削除

(揮発油税及び地方揮発油税の軽減を受けた揮発油に係る手持品課税)
第八十九条の四 同上
258 同上

(輸出物品販売場に係る消費税の経過措置)
第八十九条の五 同上

ける酒税額を超えることとなるものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税額は、同日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額とする。

(沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第三条 沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十号)の一部を次のように改正する。

(国税収納金整理資金についての特例)

第二十三条 省 略

2 省 略

3 沖縄復帰国税関係政令第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第十九項若しくは第二十項又は第七十四条の三の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税並びに沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第九項の規定及び同条第十五項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定、沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第二十一項の規定又は沖縄復帰国税関係政令第八十九条第一項の規定による揮発油税及び地方揮発油税に関する国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号。以下この項において「資金令」という。)
(附則第三項の規定の適用については、沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第一項の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税は資金令附則第三項の表第四条の二第一項の項の下欄第一号に掲げる揮発油税及び地方揮発油税と、沖縄復帰国税関係政令第七十四条第一項、第七十四条の二第十九項若しくは第二十項又は第七十四条の三の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税又は沖縄復帰国税関係政令第八十九条第一項の規定による揮発油税及び地方揮発油税は資金令附則第三項の表第四条の二第一項の項の下欄第一号に掲げる揮発油税及び地方揮発油税と、沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第九項の規定及び同条第十五項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定又は沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第二十一項の規定による揮発油

(国税収納金整理資金についての特例)

第二十三条 同 上

2 同 上

3 沖縄復帰国税関係政令第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第十九項若しくは第二十項又は第七十四条の三の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税並びに沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第九項の規定及び同条第十五項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定、沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第二十一項の規定又は沖縄復帰国税関係政令第八十九条第一項の規定による揮発油税及び地方揮発油税に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号。以下この項において「資金令」という。)
(附則第三項の規定の適用については、沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第一項の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税は資金令附則第三項の表第四条の二第一項の項の下欄第一号に掲げる揮発油税及び地方揮発油税と、沖縄復帰国税関係政令第七十四条第一項、第七十四条の二第十九項若しくは第二十項又は第七十四条の三の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税又は沖縄復帰国税関係政令第八十九条第一項の規定による揮発油税及び地方揮発油税は資金令附則第三項の表第四条の二第一項の項の下欄第一号に掲げる揮発油税及び地方揮発油税と、沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第九項の規定及び同条第十五項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定又は沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第二十一項の規定による揮発油

税及び地方揮発油税は資金令附則第三項の表第四条の二第一項の項の下欄第一号の三に掲げる揮発油税及び地方揮発油税とみなす。この場合において、資金令附則第三項の表第四条の二第二項の項中「二百五十一分の二百四十三若しくは二百五十一分の八」とあるのは、「二万九千九百分の二万九千九十四若しくは二万九千九百分の七百六」と読み替えるものとする。

(構造改革特別区域法施行令の一部改正)

第四条 構造改革特別区域法施行令(平成十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

(酒税法の特例に関する申請等)

第五条 省 略

257 省 略

8 法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

省 略	省 略	省 略	省 略
-----	-----	-----	-----

9 省 略

る揮発油税及び地方揮発油税は資金令附則第三項の表第四条の二第一項の項の下欄第一号の三に掲げる揮発油税及び地方揮発油税とみなす。この場合において、資金令附則第三項の表第四条の二第二項の項中「二百五十一分の二百四十三若しくは二百五十一分の八」とあるのは、「二万九千九百分の二万九千九十四若しくは二万九千九百分の七百六」と読み替えるものとする。

(酒税法の特例に関する申請等)

第五条 同 上

257 同 上

8 同 上

同 上	同 上	同 上	同 上
沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十一号)	第八十九条第十三項(同条第二十一項において準用する場合を含む。)	製造場の	製造場(当該製造場が体験製造場(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項において同じ。)である場合にあつては、当該体験製造場に係る同条第三項に規定する主製造場)の
同法			酒税法

9 同 上